

## 練馬区教育委員会いじめ問題対策方針新旧対照表（案）

変更箇所	頁	新（平成 3 1 年度）	旧（平成 3 0 年度）
3 教育委員会の取組	2 p	<p>（修正・追記）</p> <p>（3）学校（園）・教職員への指導・助言</p> <p>① 教職員研修の実施</p> <p>○全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、<u>いじめを見逃さず確実な認知が行えるよう指導・助言等を行う。</u></p>	<p>○全ての教員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、軽微ないじめも見逃さず適切な認知が行えるよう指導・助言等を行う。</p>
	3 p	<p>（追記）</p> <p>（3）学校（園）・教職員への指導・助言</p> <p>③ いじめ相談窓口の周知</p> <p>○練馬区の教育相談室やメール相談をはじめとして、<u>新たに導入する SNS を活用したいじめ通報システム（いじめアプリ）の周知を図る。</u>また、国や都のいじめ相談の連絡先を、毎年度学校を通して全ての児童生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底する。また、保護者への周知を行う。</p>	<p>○練馬区の教育相談室やメール相談をはじめとして国や都のいじめ相談の連絡先を、毎年度学校を通して全ての児童生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底する。また、保護者への周知を行う。</p>
4 学校（園）の取組	5 p	<p>（追記）</p> <p>（2）いじめの防止</p> <p>① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成</p> <p>○<u>「いじめ総合対策【第 2 次】」に基づき、年に 3 回以上のいじめに関する授業を計画し、取り組む。</u></p>	（記載なし）
	6 p	<p>（追記）</p> <p>（2）いじめの防止</p> <p>③ 教職員の指導力の向上</p> <p>○<u>「いじめ総合対策【第 2 次】」に基づき、年に 3 回以上のいじめに関する校内研修を計画し、実施する。</u></p>	（記載なし）